

議案第19号

読谷村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

読谷村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年読谷村条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實